

市民参画と協働による 新発田市まちづくり基本条例 逐条解説版

平成19年4月1日
条例 第 1 号

目次
前文
第1章 総則（第1条 第6条）
第2章 参画と協働の仕組み（第7条 第15条）
第3章 雑則（第16条）
附則

（前文）

21世紀に入り、自治体がその本来の機能を発揮し得る地方分権の時代を迎え、これまで以上に、市民と市が相互の信頼関係を醸成し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要となってきています。

今後も更なる情報の共有化を図るとともに、相互の補完、協力関係を進展させることによって協働の精神を培い、個性豊かで明るく活力に満ちた地域社会を形成し、互いに喜びを分かち合えるような「愛せるまち・誇れるまち・ふるさと新発田の創造」を基本とした共創によるまちづくりの実現を目指し、発展していかなければなりません。

私たちは、自ら主体的に発言し、提案し、行動することが、まちづくりを推進するに当たっての強力な原動力になるものと自覚します。

そこで、新しいまちづくりを行うために「参画」と「協働」を基本とし、市民と市が対等の立場で意見を交わし合いながら、市政運営に市民の意向を的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくため、この条例を制定します。

【趣旨】

地方分権の時代を迎え、これまで以上に市民と市が各々の役割と責任を自覚し、協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要になってきています。そうした背景や本条例制定に当たっての基本的な考え方を述べるとともに、市民と市が参画と協働を基本とした共創によるまちづくりを目指していく決意を表明するために前文を設けました。

【解説】

本条例は市民と市の役割と責任やまちづくりにおける手続き（市民参画と協働の対象とすべきもの、市民参画の方法、情報の共有の在り方など）を明確にする条例であり、そのことによって「共創によるまちづくり」の実現に寄与できるものと考えています。

【趣旨】にもあるとおり、市民の皆様の議論を参考に、本条例制定に当たっての基本的な考え方や、市民と市が「参画」と「協働」を基本とした共創によるまちづくりを目指していく決意を表明するために“一見して内容や目的を知ることのできる前文”を心掛け作成しました。

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、市民参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民主体のまちづくりをより一層推進するとともに、市民と市が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

【趣旨】

「前文」で述べた基本的な考え方にに基づき、ここでは本条例の必要性とその目的を規定しました。

【解説】

「まちづくりに関する基本的な事項を定め」とは、本条例によって“まちづくりが適切に行われるための仕組みづくりを行う”ということを意味しています。そのことは「前文」でも触れた「市民参画」、「協働」及び「情報の共有」などといった仕組みづくりであり、本条例の目的はその“仕組みづくりを行うことで市民主体のまちづくりをより一層推進する”とともに“仕組みに基づき市民と市が協働し、地域社会の発展を図ることができるようにすること”であると解することができます。市民も市も本条例の施行後はこの目的に反することなく、趣旨に沿って取り組まなければなりません。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民と市が対等な立場で協働することを基本とし、明るく活力に満ちた住み良い新発田を共に創り上げることをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 市民参画 行政活動の企画・立案、実施及び評価の各段階において、市民が主体的に意見を述べ、行動し、又は協力することをいう。
- (4) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。
- (5) 市 本市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会)及び水道事業管理者をいう。
- (6) 意見公募手続 市が、施策の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受け、どのように検討し、どのように反映させたかなど、当該意見及びこれに対する市の検討結果を公表することをいう。
- (7) ワークショップ 特定のテーマに関する案を作成するために、参画する市民が自ら主体性を持ち、対等な立場で研究し、議論することをいう。

【趣旨】

今後、本条例に基づき、適切に市民参画や協働が推進され、共創によるまちづくりを実現するためには、本条例を目にした誰もが正しく趣旨を理解できるようにする必要があります。つまり本条例に用いる用語は誰にとっても分かりやすいものでなくてはなりません。

従って、本条例において重要な意味を持つ用語、分かりにくい用語は出来るだけ定義することとしました。

【解説】

市民や市がまちづくりを行っていく上で本条例を最大限尊重すべきであるとの考えから、誰もが本条例を正しく理解し、運用できるようにするため、可能な限り分かりやすい言葉で以下の用語を定義することとしました。

「まちづくり」の定義について

一般的に「まちづくり」とは“道路・建物といったハード整備や、市政運営そのもの”を言いますが、この条例では、「市民と市が対等な立場で協働することを基本とし、明るく活力に満ちた住み良い新発田を共に創り上げる(共創する)」ために行うことと定義しました。

「市民」の定義について

現在、住んでいる場所が市外であっても、仕事や学校などのために市内に通っている人や、市内を拠点として、まちづくり活動などに取り組んでいる人がいます。

通常、「市民」というと市内に住所を有する個人をいいますが、本条例においては、市に関わりのある方、事業所、団体等もまちづくりを進めていくためには欠かせない存在であるという考えから、その対象を広げ定義しました。

「市民参画」の定義について

一言で市民参画と言っても、様々な形が考えられますが、本条例においては行政活動に関して市民が主体的に意見を述べ、行動し、協力することを指しています。

一般的には「参加」を用いますが、当市においては「参加」に比べ、より一層主体性を持って取り組む「参画」となることを願い、本条例においては「市民参画」を用いることとしています。

「協働」の定義について

まちづくりの基本的考え方として必要不可欠な協働の理念を定義しました。具体的には市民と市が課題を共有することから始まり、同じ目標に向かってそれぞれが担うべき役割と責任を自覚し、助け合い、協力することを言います。

「市」の定義について

「市」に含まれる組織をより明確にするため、具体的に定義しました。

「意見公募手続」の定義について

意見公募手続(呼称ではパブリックコメント)は近年導入されつつある市民参画の手法の一つであるため、馴染みが少なく理解しづらいものと考え、ここであらためて定義しました。

「ワークショップ」の定義について

上記「意見公募手続」同様、近年用いられる主な市民参画手法の一つであるため、定義しました。

なお、「ワークショップ」を日本語にした場合は「研究集会」、「創作集会」、「参加型講習会」などの言葉がありますが、日本語にすることでかえって汎用性を欠き、理解を難しくすると判断し、近年呼称として定着しつつある「ワークショップ」と表記し、その内容を定義することとしました。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、市民参画並びに市民と市の相互の信頼関係に基づく協働を基本として、推進されなければならない。

2 市民と市は、対等な立場で役割分担を意識しながら、意見を交わし合い、それぞれがまちづくりに主体的かつ積極的に関わっていくものとする。

3 市民参画は、市民の多様な価値観に基づく提案又は意見(以下「提案等」という。)に公正かつ的確に対応することを基本として、推進されなければならない。

4 市民参画の機会を、平等に保障されなければならない。

5 市民と市は、市民主体のまちづくりを推進するために情報の共有を図らなければならない。

【趣旨】

「前文」や「目的」ののっとり、市民と市が本条例を運用していくにあたり、共有しなければならない基本的な理念を規定しました。

今後、まちづくりに取り組む場合は、市民も市もこの基本理念に基づかなければなりません。

【解説】

概ね、「前文」、「目的」、「基本理念」を通じて本条例の趣旨が理解されうるものになるよう規定しました。

「第1項」について

まちづくりは市民参画と協働を基本として推進されなければならないことを謳っています。

「第2項」について

ここでいう“役割分担”とは、後記第4条「市民の役割と責任」及び第5条「市の役割と責任」に規定するものであり、各々がそれらの役割を認識しながら、共に意見を交わし合い、まちづくりに主体的、積極的に関わっていくべきであるという理念を掲げています。

「第3項」について

全ての人々が自分のまちを愛し、誇れるようになるためには、市は、市民が持つ多様な価値観による提案等に公平かつ的確に対応することが基本であることを規定しました。

「第4項」について

まちづくりの基本である「市民参画」は、当然のことながら誰もが行うことのできるものでなくてはなりません。そのことを再度、本条例の理念として規定しました。

「第5項」について

市民と市の間における情報の共有は、共創によるまちづくりの実現には必要不可欠な要素であり、「市民参画」や「協働」の大前提とも言うべきものであります。したがって、本条例の基本理念の一つとして、ここで規定しました。

(市民の役割と責任)

第4条 市民は、前条の基本理念にのっとり、自らできることは何かを考え行動するという自らの果たすべき役割と責任を自覚し、市民参画に努めなければならない。

2 市民は、前項の規定に掲げる市民参画を行おうとする場合には、新発田市全体の利益を考慮することを基本として、お互いに情報を交換し、支え合い、連携するよう努めなければならない。

3 市民は、前2項の規定を遵守するとともに、その精神を次世代に引き継いでいくよう努めなければならない。

【趣旨】

共創によるまちづくりは、市民や市が単独で実現することはできません。本条例で規定するところの“役割分担”にもつながりますが、市民と市が各々の役割と責任を果たすことができなければ、共創によるまちづくりを行うことができないという考えから、ここでは市民の役割と責任を規定しました。

具体的に「～する」という規定ではなく、精神論的な表現となっていますが、何よりも「自らできることは何かを考え行動する」と条例に明記することで、本条例を目にした市民の気持ちに変化が促されることを期待します。

【解説】

「基本理念」に基づき、協働を基本としたまちづくりを推進するため、市民が果たすべき役割と責任を規定しました。

「第1項」について

「基本理念」に基づき、市民が自分たちのまちについて、自分たちで考え、自分たちでつくるという認識に立ち、自分にできることは何かを考えるとともに、地域社会を構成する一人として自らの発言と行動に責任を持ちまちづくりに取り組まなければならないことを規定しました。

「第2項」について

市民は、まちづくりに参画する際には、市全体の利益を考慮することを基本とし、お互いに協力することを規定しました。

このことは本条例を運用する上で、市民参画の目的が市全体の利益に資するものでなくてはならないことを明らかにしています。同時に、このことは後記第12条「市民の自発的な提案等の取扱い」に規定する市民からの提案等についても、単なる個人の要望だけではなく、本条例の趣旨に合致したものであり、かつ市全体の利益に資する提案等でなくてはならないことを意味しています。

「第3項」について

さらに、市民の役割として上記前2項の規定を守るとともに、今後の新発田市を担う人材を育てていくという意味も込め、次世代に引き継いでいく役割があることを規定しました。このことは地域をはじめ、あらゆる場面で自分たちのまちを愛し誇れるような人材、今後のまちづくりを担う人材の育成に努めることも意味しています。

(市の役割と責任)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を保障し、推進するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民が市民参画の意義について理解を深め、さらに、市民主体のまちづくりができるよう努めなければならない。

3 市は、市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について学習を行う場合において、市民からの申出があるときは、必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 市は、職員の資質向上に努めるとともに、職員は、市民とともにまちづくりを担うことを自覚し、業務を遂行しなければならない。

【趣旨】

第4条「市民の役割と責任」と関連して、ここでは「市の役割と責任」を規定しました。

市では既に市民参画に関する各種制度等(「市長への手紙」、「まちづくり出前講座」、「市政懇談会」、「各種審議会への市民公募」他)に取り組んでおりますが、今後はより一層の努力をしなければならないことを謳っています。

【解説】

「基本理念」に基づき、協働を基本としたまちづくりを推進するため、市が果たすべき役割と責任を規定しました。

「第1項」について

市が基本理念にのっとり、市民参画を推進するため、現在も取り組んでいる各種制度(「市長への手紙」、「まちづくり出前講座」、「市政懇談会」、「各種審議会への市民公募」他)の周知に努めるとともに、今後も「市民参画」と「協働」の推進に関する検討を重ね、必要に応じて多様で具体的な支援を行わなければならないことを規定しています。

「第2項」について

市民が市政に参画するためには、市民参画の意義を正しく理解しておかなければなりません。したがって、市は「市民参画」と「協働」を基本としたまちづくりの手続きを定めた本条例の趣旨を今後も周知していかねばならず、また、前項の規定とあいまって「市民参画」や「協働」を推進するための各種制度の活用にも努めなければならないことを規定しました。

「第3項」について

市民主体のまちづくりには市民自身が市政について学ぶ必要があります。市から情報の提供を行うとともに市民が更に学び、考えるためにも市は市民の求めに応じて「まちづくり出前講座」や専門職員の派遣等、必要な支援を行うことを規定しました。

「第4項」について

当然ながら、市は、職員の資質向上に努めるとともに、職員個人もまちづくりを行うメンバーの一人であることを再度自覚し、職務に遂行しなければならないことを規定しました。

(情報の共有)

第6条 市は、市民の知る権利を保障しなければならない。

- 2 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民に分かりやすい情報提供を積極的に行うとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用など情報を適切に収集、整理及び提供するための環境整備に努めなければならない。

【趣旨】

「基本理念」に基づき、協働を基本としたまちづくりを推進するため、「情報の共有」に関して市が担うべき役割と果たすべき責任を規定しました。この規定により、市は、より一層市政運営の透明性の確保に努めていくこととなります。

【解説】

「市民参画」と「協働」を基本とした共創によるまちづくりの実現に向けて、「情報の共有」は必要不可欠な要素であり、重要なものであると考えています。

「第1項」について

当然のことながら、まちづくりの主体である市民が市政について知る権利を有するということを明記しました。同時に、そのことは市の情報提供の必要性を謳っています。

「第2項」について

前項に加え、「情報の共有」は協働によるまちづくりの推進の大前提となる要素であり、極めて重要であるものの、その情報の取扱いについては適切な情報共有の在り方(個人情報保護の観点等)も必要であることを規定しました。

「第3項」について

前条「市の役割と責任」で入れるべき規定ではありますが、重複を避けるため、本条「情報の共有」に関する市の役割として、ここで規定することとしました。

「市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用」とは、近年著しい発展、普及を続けるインターネットの活用や、既存媒体の更なる活用を考えています。

なお、「情報の共有」に関する「市民の役割と責任」は第4条第2項に規定されています。

第 2 章 参画と協働の仕組み

(市民参画と協働の対象)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参画を求めなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設等の設置に係る事業計画等の策定又は変更

2 市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画を求めないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 市の内部の事務処理に関するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するものは、市民参画を求めないことができる。

4 市は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、他の法令等の規定により市民参画の実施の基準が定められているものは、当該基準に基づき行うものとする。

5 市は、第1項の規定にかかわらず、市民参画を求めなかった場合は、その理由を市民に説明しなければならない。

【趣旨】

この第7条以降、第2章に関しては共創によるまちづくりの実現に向け、より具体的な内容を規定しました。

これまででも本市では、多くの分野において「市民参画」と「協働」の手法を用いて各種施策を展開してきましたが、部局間での取扱いの違いやばらつきがあったのは否めません。

第7条「市民参画と協働の対象」において、今後はこうした反省点を改善し、「市民参画」を求めべき施策や事業を明らかにするとともに、事務の効率性や費用対効果等の観点から「市民参画」を求めないことができる施策や事業についても明らかにすべく規定を設けました。

つまり、市民と市、お互いの信頼関係の上に立ち、市民の意向や協力が必要不可欠なものについては「市民参画」や「協働」を求め、それ以外の部分については求めなくても良いという対象をここでは規定しています。

【解説】

「第1項」について

「市民参画」を求めるとを義務付けるべき施策や事業を規定しました。

- (1) まちづくり総合計画、基本構想など市の基本的政策を定める計画や構想、都市マスタープラン、中心市街地活性化基本計画などといった各行政分野における基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更に関するものを想定しています。
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例とは、市の進むべき基本的な考え方や方策を示した条例と考えています。具体的には本条例もその一つであると言えるでしょう。

また、「市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例」とは市民の権利・義務及び生活やその活動に直接かつ重大な影響を与えるような効力を持ちうる条例(例えば景観条例等)と考えています

- (3) 上記2号に関わらず、広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を与えうる施策や制度に関するものは市民参画を求めるべきと考えています。前号でいう条例とは異なり、規則、要綱、基準等により定める市民サービスの提供などが想定されます。
- (4) 「市民の公共の用に供される大規模な施設等」とは、その利用者たる市民のニーズを的確に把握する必要があることから、その建設や統廃合に係る基本的計画等の策定または変更に当たり市民参画を求めるべきであると考えています。

「第2項」各号について

あらゆる場面で市民参画を求めることは、共創によるまちづくりを進める上で重要なことではありますが、そのために時間をかけすぎて決定が先延ばしになったり、他の行政活動に振り向ける財源や人員が不足したりするということは市全体の利益を損ねることにつながると考えられます。

例えば、極めて「軽易なもの」であって市民参画を求めるまでもないものでも市民参画を求めた場合には、かえってそのためのコストや人員を必要とし、費用対効果の面から施策や事業を進めるに当たって支障をきたすことや、市民参画を無理強いすることで市民の負担が増加する場合も考えられます。

そうした観点から、第1項で市民参画を求めるべきものについて規定するとともに、ここでは市民参画を求めないものについて規定しました。

「第3項」について

第1項に該当する施策の例外として、市税の賦課徴収等についてはその根拠となる条例の制定・改廃が必要となり市民参画を求めなければならないと考えられますが、地方自治法第74条においても直接請求権から除外されていることなどから、第1項の規定に関わらず、「市民参画を求めないことができる」としました。

従って、第2項の「市民参画を求めないことができる」各号とは別に項を設けています。

「第4項」について

第1項および第2項に該当する施策の例外として、他の法令等に市民参画の実施の基準が定められているものについては当該実施基準により行うことを規定しました。

「第5項」について

ここでは、市は同条第1項に規定しているにもかかわらず、市民参画を求めなかった場合は、例外なくその理由を公表することを規定しました。このことは市政運営の透明性の確保や情報の共有化に寄与するものと考えています。

(市民参画の時期)

第8条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策のできるだけ早い時期から市民参画を求めるよう努めなければならない。

【趣旨】

「情報の共有」にもつながりますが、市民参画は、施策や事業の変更・修正が可能な時期までに行うことが求められることから、出来るだけ早い時期に求めることを規定しました。

【解説】

市の向かうべき方向を決定するなどの重要な案件(第7条第1項各号)に該当する案件については、出来るだけ早い時期から市民参画を求めるべきであることを明記しました。

なお、施策や事業の形態あるいは内容の違いから、一律に“どの時点において市民参画を求めるのか”というのを予め個別具体的に規定しておくことは困難なため、「できるだけ早い時期」としながらもその導入については最も効果が期待できる時期に行うこととするという意味を含めた規定となっています。

(市民参画の方法)

第9条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる方法のうち施策の内容に応じて必要なものにより市民参画を求めなければならない。

- (1)意見公募手続
- (2)意見交換会
- (3)アンケート
- (4)ワークショップ
- (5)附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)への市民公募
- (6)前各号に準ずる方法

【趣旨】

第7条「市民参画と協働の対象」の規定を受け、それらの案件に対してどのような方法を用いて市民に参画していただくのかについて規定しました。

新たに導入する市民参画の手法として「意見公募手続(呼称では近年「パブリックコメント」ともいう。)」、「各種審議会等における市民公募枠の新設・拡充」、「ワークショップ」などはその代表です。

この規定を設けることにより、今後も参画を求めるべき案件に応じ、もっとも適切で有効な方法を用いて市民参画を推進していくことになります。

【解説】

市は、出来る限り広く市民の意見を聞くのはもちろんのこと、市民参画を求める施策や事業の形態あるいは内容に応じ最も適切かつ市民が参画しやすい方法を選択するよう努めなければならないことを規定しました。各手法は以下のとおりです。

「第1号」について

第2条「用語の定義」第6号に規定するとおり。近年では呼称として定着しつつあるパブリックコメントと同義のもの。案を示し、広く市民から意見を求め、その意見を検討し、案にどう反映させたかなど、市の検討結果も公表する手法。

「第2号」について

案がある程度作成されたのち、その案に対して市民に説明会等を通じて内容を周知するとともに、市民から意見をいただく手法。主に説明会のような形で行う。

「第3号」について

市民参画を求める案件等について幾つかの設問を設け、市民の感じていること、意向等を調査、分析する手法。対象となる市民は案件により異なる。

「第4号」について

第1号同様、第2条第7号で規定するとおり。同条第2号に規定する「意見交換会」に比べ、早い段階で用いられ、案の作成に市民も参画することで市民の意向を反映させる手法。

「第5号」について

既に各種審議会等においても市民公募枠を設けている場合もありますが、ここでは更なる市民公募を推進するため、手法の一つに位置づけました。

なお、この規定については後記第13条において詳細に規定しています。

「第6号」について

全市を対象とせず、案件に関連する地域だけに実施規模を縮小した意見公募手続を行うことなどが想定されます。

(情報の公表)

第10条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし、新発田市情報公開条例(平成14年新発田市条例第34号)第7条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)にあっては、これを公表しないことができる。

【趣旨】

「情報の共有」と同様に「市民参画」と「協働」の大前提となる情報提供の在り方について規定しています。特に、この第10条では「如何にして市民が関心や意欲を持って参画できるようにするか」に注目し、このような規定にしました。

【解説】

協働によるまちづくりの推進には、「情報の共有」が必要不可欠であり、大前提でもあります。したがって、市は、市民参画を求める場合において、当該施策や事業に係る情報を積極的に公表する義務があることを明らかにしました。

一方で、新発田市情報公開条例により、公表することが個人情報情報の漏洩や市全体の利益を損ねるなどの恐れのあるものについては公表しないことができることとしました。

(市民参画の結果の取扱い)

第11条 市は、市民参画を求めた場合は、市民からの提案等を検討し、その結果を当該市民に回答しなければならない。ただし、当該市民を特定できない場合、市民参画の方法若しくは性質により回答することが困難であると認められる場合又は次項本文の規定による公表により当該市民への回答に代えることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

2 市は、前項本文の規定による結果を、必要に応じ、市のホームページ掲載等により公表するよう努めなければならない。ただし不開示情報にあっては、これを公表しないことができる。

【趣旨】

市民参画において重要なことは、市が市民の意見や提案を聞いたままにせず、それをどのように検討したのかという結果をお知らせすることと考えています。現に「市役所に言ったのにその後がどうなったのか分からない。」、「返事を待ってもなかなか返ってこない。」などの批判を耳にします。そうした見地に立ち、市民参画の結果の取扱いについては上記のとおり規定することとしました。

また、回答だけでなくお寄せいただいた提案等を可能な限りにおいて公表することによって、提案する側の市民も責任ある提案を行うという意識改革が期待できるものと考えます。

【解説】

「第1項」について

意見や提案を寄せた本人には、その意見や提案に対し、どのように検討し、どのような結果になったのかお知らせする義務があることを明らかにしました。

ただし、検討した結果をお知らせすべき市民の特定が困難な場合や、特定の市民に回答しなくても広く市民にお知らせする方法(ホームページ掲載等)を用いた方が適当であると判断される場合などは必ずしも特定の市民に結果をお知らせする方法を用いなくても良いこととしました。

「第2項」について

ここでは、市は、市民参画を求めた場合は、その結果を当該市民のみならず、必要に応じて広く市民に公表するよう努めなければならないことを規定しました。

結果の公表については次の方法のうちから効果的なものを選択して行います。

- (1) 市の発行する広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 担当部局での配布
- (4) その他市長が必要と認める方法

ただし、新発田市情報公開条例に基づき、検討した結果を公表することが意見や提案を提出した個人を特定しうる場合や、市全体の利益を損ねるような場合においては公表しないことができるものと規定しました。

(市民の自発的な提案等の取扱い)

第12条 市民は、自発的な提案等を行おうとする場合は、別に定めるところにより行うものとする。

2 市は、前項の規定による市民からの自発的な提案等があった場合は、その提案等について検討しなければならない。

3 前項の規定による検討結果の取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。

【趣旨】

ここでは、第8条以降の「市民参画を求めた場合」とは別に、「市民から自発的な提案等があった場合」の取扱いについて規定しました。

共創によるまちづくりの実現のために、今後は市民も市も各々の役割を果たしながら、まちづくりを行っていく必要があることは「前文」や「基本理念」にあるとおりです。

したがって、ここでいう提案等とは単なる要望などを指してはしません。今後は対等なパートナーとしてお互いに知恵を出し合い、協力し合っていかなければならないと考えています。

【解説】

「第1項」について

「市民の自発的な提案等」とは、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合以外に、市民自らが自発的な意思に基づき提案等を行うことを言います。

「別に定めるところ」とは、別で定める本条例施行規則あるいは現在の市の取り組んでいる既存制度（「市長への手紙」、「市政懇談会」、「まちづくり出前講座」等の制度）等により定めるところと読み替えるものとします。

今後はそれら既存制度の更なる活用を期待するとともに、市もより一層市民周知に努めることが必要と考えています。

「第2項」について

市民の自発的な提案等があった時には、市はその提案等が本条例の趣旨に沿うものかどうか判断し、沿うものであると判断した場合には当該市民に対して「市民参画を求めた場合」に準じて検討しなければならないこととしました。このことは、同時に（第4条「市民の役割と責任」第1項及び第2項で規定する内容とその解釈からも言えることであり、）提案者となる市民もその提案の内容が単なる要望等とは異なり、市全体の利益を考慮した建設的な提案でなければならないことを意味しています。

「第3項」について

第1項の規定を受け検討した結果については第11条第1項の規定に準じて、どのように検討し、どういう結果になったのかお知らせするものとしました。

(審議会等の委員)

第13条 市は、その所管する審議会等の委員の構成の中に、公募により一般の市民を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合、専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であって公募によることが適さないと認められる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

【趣旨】

ここでは各種審議会等における市民公募枠の拡充や新設をその趣旨として謳っています。

ただし、一方では、法令等によるあて職の場合など公募を実施する余地のないものや、専ら高度な専門性を有する場合にあっては、市民を公募しなくても良いということも規定しています。

【解説】

第9条第1項第5号の規定でも触れたとおり、「審議会等の委員」の構成メンバーには、学識経験者、専門家以外にも市民を公募し積極的に取り入れていくことが、市民参画の一つの手法であることは言うまでもありません。

しかしながら、現実には公募枠を設けた審議会等は少なく、今後は多様な意見を反映していくためにも公募市民枠を増やしていこうという意思をこの規定で明らかにしました。

一方で、公募してもそれに応じる市民が少ない場合もあります。このことは市民が審議会等に参画しようと思っても、参画するための知識や情報が不足していることが原因と考えられます。

そこで、そうした問題解決のために第5条「市の役割と責任」の規定では、市民が市政について学習するための必要な措置を講ずることとしており、あるいは第6条「情報の共有」の規定においても、分かりやすい情報提供を積極的に行うとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるようにするための環境整備に努めることが必要であることを明確にしています。

市の積極的な情報提供等により市民の関心を高めていくとともに、市民も率先して公募に応じていく姿勢を持ってもらいたいと考えています。

(市民参画の評価)

第14条 市は、第3条の基本理念にのっとり、行政運営が適切に行われているかどうか検証するため、年度ごとに市民参画に関する取組を総括し、市民に公表するとともに、その取組について市民から意見を求めるよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により市民から提出された意見を行政運営に反映させ、一層の市民参画に努めなければならない。

【趣旨】

ここでは本条例により市民参画が推進されているかどうかについて、各年度において市民に広く公表しながら、その推進状況に対する意見や評価を求めることを規定しました。

【解説】

市は、条例制定後、条例の規定に基づき市民参画が推進されているかどうか検証する必要があると考えています。

「第1項」について

具体的には、年度ごとに“どの施策に対し、どのような手法を用いて市民参画を行ったか”などを総括し、その取組状況を市民に示すとともに、その取組について広く市民から意見をいただく機会を設けることとしました。

また、その機会も第9条各号に定めるいずれかの方法を用いて行うこととしています。

「第2項」について

第1項の規定に基づき、市民からいただいた意見を基に当該年度の施策の進め方や市民参画の在り方を反省し、次年度以降の行政運営に活かすことで、更なる協働によるまちづくりの推進を継続して行う責任があることを明らかにしました。

第 3 章 雑 則

(条例の検討)

第15条 市は、4年を超えない期間ごとに、前条に定める評価により、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市では本条例を「進化する条例」として捉えています。4年を超えない期間ごとに、前条に基づき市民とともに見守り、検討し、評価し続けていくことで、その時点において足りない部分は、条例内容の見直しや変更を行い、より良いものにしていければと考え、そのことを規定しました。

【解説】

市民参画と協働を推進するための手続きは、不変の形というものではなく、その時々为社会情勢や市の動向に応じ臨機応変に変化するものと考えます。従って、条例施行後の十分な検証作業を怠ることなく、その評価を裏づけとして4年を超えない範囲で再検討し、必要に応じて条例の見直しや変更を行うこととしました。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市が別に定める。

【趣旨】

条例は概ね、その概念やおおまかな内容を謳うものです。具体的な内容を盛り込みすぎるとかえって分かりづらくなるため、この素案で足りない具体的な部分、内容については規則等で別に定めることとしました。

【解説】

その他必要な事項については、市が規則等で別に定めることとしました。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約がある場合その他正当な理由により市民参画を求めることが困難であると認められる場合については、第7条から第11条までの規定は、適用しない。

【趣旨】

この条例の施行にあたり、施行する時点において進行中である施策、事業については当初予定していたスケジュールが大幅に遅れるなど、かえって障害となる場合が想定されるので、その経過措置として上記のとおり規定しました。ただし、施行後、施策、事業を開始するものについてはこの経過措置は当然適用されず、対象となることは言うまでもありません。

【解説】

「附則1」について

この条例が効力を有する開始日を規定しています。

「附則2」について

この条例が施行された時点で既に着手されている、あるいは着手するための準備が進められている施策については、第2章で規定する具体的な市民参画の仕組みを用いることで、進行中のスケジュールが大幅に遅れるなど円滑な行政運営に支障が生じることも懸念されます。

したがって、施行時において進行中の施策・事業に対する経過措置として規定したものです。

ただし、本規定は経過措置として設けたものであり、あくまで上記の場合について適用されるべきものであるとの解釈から、それ以外の場合については原則として本条例の趣旨にのっとり第2章に定める規定を受け、市民参画の推進に取り組まなければならないと考えています。